事業系ごみの出し方

事業系ごみは、地域のごみ集積所には出せません!

廃棄物

(ごみ)

※少量排出事業者制度の届出をした場合を除く。

事業系ごみ

- ●事業活動*により発生したごみを 「事業系ごみ」といいます。
- ●従業員の飲食で生じた弁当がら やビニール袋も事業系ごみ(産 業廃棄物)です。
- ●事業系ごみは、排出した事業者 に処理の責任があります。

家庭系ごみ 家庭から生じるごみ

(家庭系)一般廃棄物

事業系ごみ

(事業系) 一般廃棄物 生ごみ・紙くず・木くず等

> **産業廃棄物** プラスチック・金属等

※事業活動…事業所・飲食店・工場・病院・学校・官公署・自治会等による活動

事業系一般廃棄物

主な種類

- (1) 生ごみ (食べ残し等) (2) リサイクルできない紙くず
- (3) 天然繊維くず
- (4) 木くず・草

古紙のリサイクル

多量の古紙を排出する場合は、古紙業者にご相談ください。引取料金は、原則、無料です。



▲古紙業者

出し方

●一般廃棄物収集運搬業者に委託



市の許可を受けた 業者がごみを有料 で収集・運搬



▲業者一覧

●清掃センター に直接搬入

100kgまで1,200円 (100kgを超える場合、 10kgごとに120円を加算) ●黄色いごみ袋で集積所に 出す(少量排出事業者制度)

制度の利用方法は裏面へ



黄色いごみ袋▶ (指定ごみ袋)

産業廃棄物

⚠清掃センターでは受入不可

種類(20種類)

廃プラスチック類(ペットボトル、ビニール、トレイ等)、 金属くず、ガラスくず等

出し方

産業廃棄物処理業者に依頼



▲産業廃棄物 (20種類)



▲静岡県産業 廃棄物協会HP

【産業廃棄物処理業者が分からない場合】 静岡県産業廃棄物協会(054-255-8285) 【廃棄物の判断に困った場合】

静岡県東部健康福祉センター (055-920-2106)

少量排出事業者制度

⚠ 産業廃棄物は、排出不可

STEP 1

市に届出をする

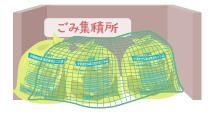
- ●事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書(様式第2号)
- ●自治(町内)会長の承諾書(様式あり)
- ●ごみ集積所の位置図(自由様式)

全て提出 が必要



STEP 2 黄色いごみ袋(少量排出事業者用指定ごみ袋) を購入し、届出をした集積所にごみを出す

※ごみ袋に事業者名と事業者番号を記入して出してください。



届出書の提出方法

●三島市清掃センター「窓口」で提出

月曜日~金曜日(祝日を除く)8:30~12:00/13:00~17:15

※黄色いごみ袋のサンプルをお渡しします。(郵送の場合はお渡しできません。)

- ●「郵送」で提出
 - ※返信用封筒(切手を貼付)を必ず同封してください。
 - ※書類に不備がある場合は、再提出が必要となることがあります。

ごみ出しの注意事項

●黄色いごみ袋を使用する (少量排出事業者用ごみ袋)

▲ 家庭用ごみ袋は、使用不可





● 1回に排出可能な 重量は10kg以下

1回のごみ排出量が 10kgを超える場合は 業者に委託または 清掃センターへ搬入



▶排出できるごみは、 一般廃棄物に限る

産業廃棄物は排出不可



指定ごみ袋の販売価格(税込・1組10枚入り)

● 10 ℓ袋: 200円/組

● 20 ℓ 袋: 400円/組

● 30 ℓ 袋:600円/組

● 45 ℓ 袋:900円/組

※450袋は、取手付きタイプと平袋タイプの2種類があります。





▲販売店舗